

大阪市告示第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Shinsaibashi GATE

大阪市中心区心斎橋筋二丁目5番5号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 窪田 博

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

Shinsaibashi GATE

大阪市中心区心斎橋筋二丁目24-1 外

（変更後）

Shinsaibashi GATE

大阪市中心区心斎橋筋二丁目5番5号（住居表示）

② 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 若林 辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後)

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 窪田 博

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ウィゴー

代表取締役 中澤 征史

東京都渋谷区神南一丁目14番5号 4F

外1者

(変更後)

株式会社ウィゴー

代表取締役 供田 恭輔

東京都港区芝浦四丁目15番33号 芝浦清水ビル7F

外1者

(4) 変更年月日

① 令和7年4月15日

② 令和7年4月1日

③ 令和5年5月24日

令和3年4月1日

2 届出年月日

令和7年4月15日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

(2) 期間

令和7年4月25日(金)から令和7年8月25日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年8月25日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)